

金融商品取引法の特定投資家制度に関する「期限日」について

金融商品取引法に基づく、特定投資家制度における「期限日」について、以下のとおりに定めております。

- ・弊社が定める「期限日」： 毎年3月31日（休日の場合を含みます。）

Teneo Partners 株式会社